

(第一類 第一号)

第三回國會 衆議院 内閣委員會議 第六号

昭和二十三年十一月二十六日(金曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 小川原政信君

理事 富田 昭君 理事 福田 繁芳君

理事 佐々木 五郎君

植原悦二郎君 辻 寛一君

加藤 勘十君 山中日露史君

小坂善太郎君 田中源三郎君

田中 健吉君 黒田 壽男君

北 二郎君

出席國務大臣

通信大臣 降旗 徳弥君

出席政府委員

通信次官 鈴木 恭一君

通信事務官 山下知二郎君

通信事務官 浦島喜久爾君

通信事務官 小笠原光壽君

通信事務官 岡井彌三郎君

通信事務官 鳥居 博君

通信事務官 小池 行政君

委員外の出席者

参考人(時事新報編集局長) 有竹 修二君

参考人(元通信省管理局長) 景山 准吉君

参考人(全通組合委員長) 土橋 一吉君

参考人(時事通信社長) 長谷川才次君

参考人(東洋経済編集局長) 綿野 脩三君

専門員 龜井川 清君

十一月二十六日

委員片島港君辭任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

十一月二十五日

治山、林道兩事業の建設省移管反対及び砂防行政を林野行政に統合の請願(小林運美君外一名紹介)(第六〇八号)の審査を本委員会に付託された。

同日

道路運送行政の機構改革に関する陳情書(廣島電鉄株式会社社長多山恒次郎)(第三八三三号)

砂防行政と林野行政との統一に関する陳情書(福岡縣治山治水協会长杉本勝次)(第三八七号)

地方自治省設置の陳情書(東北六縣町村会協議会会長高橋清)(第四三六号)

中央出先機関廃止に関する陳情書(滋賀縣議會議長河原伊三郎外七名)(第四四〇号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

郵政省設置法案(内閣提出第三五号)電氣通信省設置法案(内閣提出第二七号)

○小川原委員長 ただいまより會議を開きます。

郵政省設置法案及び電氣通信省設置法案を一括議題といたします。本日は學識経験を有せられる方々をこの委員

会にお招きいたしましたので、その意見を承り、その意見等を十分にしんしゃく

しまして、われわれの審査を慎重にいたしたいと思ふのであります。この意

味におきまして、本日は御多忙中との

ころおいでをいただきました方々に對

しまして、厚く御礼を申し上げる次第

であります。

それでは参考人の方々を御紹介申し

上げます。時事新報編集局長有竹修二

君、藤化成株式會社事務取締役景山準

吉君、全通組合委員長土橋一吉君、時

事通信社長長谷川才次君、東洋経済編

集局長綿野脩三君。

それではこれより参考人の方々の御

意見を承ることといたします。有竹

君。

○有竹参考人 突然参考人という御指

名を受けまして、昨日この資料をいた

だしまして、はなはだ知識がまともづ

ておりませんので、従つてほんの思い

つきということになるのであります。

通信省を二つに割つて、郵政省と電

氣通信省の二省に分つということ、こ

れは実は一般にはその趣旨がわからな

その下に政務次官、次官という普通の

一省としてのかつこうが整つておる。

われわれ電氣通信並びに郵務、この従

來の通信省の仕事が、非常に重要な仕

事であるということは重々理解するも

のであります。その省に属する政治

というものはあまりなかつたのであり

ます。これを一省として一人の國務大

臣をいただく必要は、ほかの省ほどな

かつたのではないかという感じを持つ

て見ておつた。すなわち今から十年は

ど前には、行政整理という意味で行政

機構改革案を論ずる場合には、たいて

い鐵道と通信とあわせて、交通省とか

運輸通信省とかする考え方が非常に一

般的であつた。仕事のポリシームは非

常にあり、また仕事の性質も非常にり

づばな大事な仕事であります。それ

ほど政治を必要としない、という意味

で、國務大臣は鐵道と通信をあわせて

に大事な仕事をやることであつて、

その仕事の本質は非常に國家的に必要

なものであるが、それほど政治を必要

としない役所である。こういう考え方

で、それ、は見ておつたのでありま

す。従つて、この通信省を二つにわけ

て、それ、にまた國務大臣をいた

くことの必要ありや否やということ

をまず感ずるわけであり。ことに今

日の通信省は、電氣、管船、航空とい

う大きな監督事業がなくなつた。航空

事業はなくなつておるから、従つて従

來の航空局の仕事はなくなつておる。

電氣は別の役所へ行つたし、管船もな

くなつた。そういう電氣、管船、航空

という三大監督事業がなくなつて、一

つの國營事業である通信事業をたばね

る役所としての通信省でしかない。そ

れを今日郵政省と電氣通信省と二つに

わけ。その場合にそれ、の國務大

ないのでわかりませんが、おそらくそうだろうと思ひます。そういうふうな意味で人事局は認められるわけでありますが、とにかくそういうふうな、全体の構えが非常にきつ／＼しく大きな仕組みになつておる。しかしこの人事局には労務行政というものが入つてゐるのであつて、これは現在のいわゆる全通という組合を中心とするところの労務問題、これが非常に大きな問題であつて、通信大臣の大きな仕事がこの労務行政をどうさばくかという点に非常に幅があるということであらば、この人事局というものは非常に重要な部局になつてくる。しかしこれは本来の郵政事務というものから言へば、こんな大きな部局がこの新しき一省に必要がないのじやないかと思ひます。だから、全通を中心とする従業員組合との関係、この労務行政がもつとスムーズに行くなれば、この人事局というものはもつと簡単なものにしていいのじやないかと思ひます。以上が今度でさる機構上に関する私の感想でございます。

それから、問題の重点は、二つにわけたといふよりも、電氣通信省といふものを独立させたといふところに今度の処置の重点があるやに考えられます。要するに、アメリカの方では、この電氣通信といふものを非常に重要視して、電氣通信こそ二國の政治、経済、文化、あらゆるものの基礎をなすものである。これをしつかりやつておかなければならぬという考え方にすべてが充足しているように思ひます。その意味において非常にけつこくであり、またアメリカでは四人に一人の人が電話を持つてゐる。そうしてサンフ

ランシスコとニューヨークの間が三分間くらいで樂々と通話ができる。アメリカの全國どこへ人とも三分間くらいで意見の交換ができる。それと比べる、わが日本の現状は、こういう電氣通信省というりつばな電氣通信に関する新しい一省をいまだに、あまにも日本の電氣通信事業というものの現状が貧弱なものを痛感するわけであります。この現状をもつて、はたしてこの新しくいただいた機構に沿うだけの實質をあげるのはいつの日や、突に心もとなひと思ふのであります。ことに最近の通信料金の値上げは非常なもので、これがビジネスに影響するところ非常なものであります。たとえば大阪と東京の専用電話一日の料金といふものは万をもつて数えるという金額でありまして、山一、野村というような証券を扱う店の話を聞いてみますと、これだけの電話料金を拂うと、株の動きがよほどさやがなくては商賣にならないという話を聞くのであります。本来これは、私の前にも申し上げたと思ひますが、郵便料金、通信料金といふものはだん／＼安くやつて行くべきはずのものだと思ふのであります。ちやうど、交通機関として道路といふものがある。道路に対してせにを拂わない。われ／＼は道路をたただで闊歩する。橋といふものがある。橋も交通機関である。昔は橋銭といふものを拂つたが、今は橋銭を拂つて渡る橋はほとんどないのであります。こういうふうな、だん／＼昔有料であつたものがただになつておる。従つて通信料金、電話料金、郵便料金といふものは、文化の進むとともに安くやつていくべきであります。これがだんだん

ん高くなつておる。その上り方たるやべらばうに高くなつておる。これは経済、文化といふものの推進を妨げることおびただしいと思ふのであります。それやこれや考えますと、これは根本的に考えなければならぬ問題じやないかと思ひます。そういうことから考へまして、この電氣通信省という一省を独立しただけの趣旨にかなうだけの通信事業の實質を備へて行くといふことは、一体いつのことやら、五箇年計画といふものは立つておりますが、これの裏づけになる物資はどうなつていいますや、よく私は何つておりませんし、この参考資料を全部読んでおりましたのでわかりませんが、突に心もとないと思ひます。

以上が私のこの書類を拜見しまして得た感想でございます。まことに難儀なものであります。以上で終ります。

○小川原委員長 皆様にお話します。が、今のお話に対して先に御質問願ひますが、また皆さんがお話くださいましたあとに、一括して御質問申し上げた方がいゝでしょうか、どちらがいゝでしょうか。

○加藤(勲)委員 参考人の方々が御供進くださいますことに對しては、私ども非常に参考になると思ふのであります。つづつして拜聴したいと思ひますが、この問題は、案の重要性にかんがみて、公聴会を開いてもよろうに社会党からはすでに委員長に申し込んであるはずであります。きよう参考人として御出席くださいました方を見ると、直接に利害關係者としては、もちろん間接には通信、新聞等をやつておいでになる方が、重大な利害關係

をお持ちになるのでありますけれども、案そのものに対する直接の利害關係の方々としては、しつて言へば景山さんと土橋さんと二人だと思ふのです。今度二つの省に分離されるについては、今有竹さんがお述べになりましたように、電氣通信關係が非常に重要性を持つております。二つの省にわけられた根本義もそこにあるのじやないかと思ふのですが、これらの問題についての参考の御意見を、直接の技術的な面からお伺いすることが非常に少いと思ひます。従つて社会党としては、現在といへども今日は参考人として御出席願ひましたので、皆さんの御意見をつつしんでお伺いすることにしました。改めて私はやはり公聴会を開いて、もつと廣範な利害關係者から御意見を伺ひたい、こういう段取りをせむとつていたのだかと思ひます。あるいは委員長においては、審議の時間的な關係から、そういう余裕がない、こつとおつしやるかわかりませんけれども、すでに鉄道、専賣公社等については、いづれも公聴会を開いて、相當廣い範圍に利害關係者の御意見を聞いておるわけなんです。それと一連の關係を持つこの通信省の分離案について、も、当然私は廣い範圍について、利害關係者の御意見をお伺いすることが當然だと思ひます。それから審議の時間的な余裕がないとあるいはおつしやるかもわからぬけれども、いづれにしても、これは今会期中に審議を完了すれば十分であるのであります。必ずしも何日までこれをあげなければならぬという性質のものではないのであります。中心の公務員法改正の問題もまだ審議たけななな状態である。私はそれ

と関連して、ぜひもつと廣い範圍から御意見をお伺いするように、公聴会をぜひ開いていただきたい。これは私も社会党の全委員の希望であります。覚もそういう方針をきめておるわけですから、ぜひ私はそういうくあいにお運びを願ひたいと思ふ。ただいまに御意見をお伺いする点があればお伺いしたいと思ひますし、また他の方々の御意見については、今日せつかく御出席くださいましたので、これをお伺いすることはさしつかへありませんが、公聴会を開くには時間的にいふ点がありますれば、私はきよう準備すれば、明後日はできると思ふのです。いづれ遠いところから来ていただくのでなく、東京におられる方をお願いするので、東京にいらる方をお願いするのですから、私はそれはやろうと思へばできると思ひます。ぜひそういうふうにひとつおとりはからいをお願いいたします。

○小川原委員長 その問題につきましては、時間の關係上あとから申し上げることになりました。きようの参考人の方の御質問については、あの方によろしうございませう、今やりました。

○田中(健)委員 議事進行に關連する發言になると思ひますが、ただいま加藤委員から公聴会を開いた方がいゝという御意見が出たが、私もそう思ひます。実は私こ二日ばかり小菅事務所に不當財産委員で派遣されて参つていたので、この委員会が発言する機会もなかつたのですが、最初から出ておれば、私はそういうことをどうに發言するつもりであつた。これはぜひともやつてもらひたい。時間の關係と

いけれども、これは慎重審議しなければならぬ問題であつて、ことに雇大な従業員をかかえておる仕事でありまして、慎重にやらなければならぬ。影響するところは大きい。だからもし公聴会を開いたり何かして、今國會に十分に審議することができないというやうな段階にかりにあつても、第四國會というものは当然あるのであつかひ、法案を出し直して、またがつて残余の分をやつても一向さしつかえないと思う。政府が撤回したところの前の通信省設置法案は、閉会中といへども継続審議しておつた。なぜそういうことをしたかといふと、法案の重大性にかんがみてそういうことをやつた。通信省設置法案は五月に提出になつて、しかも継続審議されて、長い時間がかつております。それを撤回して、今度は法案を出し直して、それを一週間か十日の間にやれと言つたとてできるものでない。最初からできない相談で、これを押切られるといふことは不満である。

それから参考資料が出ていない。この設置法案に重大な関連を持つところの、しかも國家行政組織法にきまつておる定員の問題、これについては法律で別に定めるといふやうなことになるが、これは当然委員長が、こういう参考資料を整えるべく準備しなければならぬはずである。専門員もおることでありますから、専門員がそれを調査するか、さもなければ委員長がみずから資料として出させるか、そういうことをやらなければならぬ。大体これを審議するには、それだけの資料がそろわなければならぬと思う。そうして公聴会を開いて、あるいは参考人

の意見を聞くといふやうにならなければならぬ。それを資料も十分に必要なものを整えないで、ただ一週間かそこらの間に上げるといふことはむりである。この点について時間を急ぐ／＼と言つけれども、私はその眞意那邊にあるかといふことを疑わざるを得ない。この点を明確に委員長から所見を承りたいと思う。そうでなければいふ状態では審議できません。あなたのお考えによつて、またわれ／＼委員としても審議のしようもありませんから、明確に御所見をお伺いしたい。

○小川厚委員 今の問題はよくわかりましたから、前にも申し上げた通り、今参考人の方々のお話を聞いておるのであります。ただいまのお話は後理事會を開いて御相談申し上げました。それは質疑はあとにすることにいたしまして、藤化成株式會社事務取締役景山進吉君にお願いいたします。○景山参考人 私参考人に参つたのであります。元通信省の役人としてでなしに、會社の経営者の立場から申し上げたいと思つた。

拜見いたしました資料につきまして申し上げたいと思つた。先ほど有竹君も申されましたが、現在の通信省を二つにわけて、その上にミニスターといふものを置く必要があるかどうかといふことであります。私は現在の通信省を二つにおわけになることには賛成します。そうしておわけになる以上は、やはり各省といふものをお置きにならなければいけません。もし省といふものを置くことができないでおわけになるなら、まだ現在のままの方がましだと思つた。と申しますのは、かつて運輸通信省といふものがあ

りまして、そのときに通信院という外局があつたやうに記憶しております。また通信院が内閣に属しておつたときもありました。その間におきまして、通信事業の経営者がどのくらい苦勞したか、これは少しく役人をやられた方はみなおわかりだと思つたが、大臣のない事業といふものくらい事業の運行を妨げるものはないのであります。ですから私がいたいたしたものがあります。よくに、二つにわけてそれが郵政省と電気通信省になるものとして御賛成するわけでありました。

なぜこれを二つに分けることに私が賛成するかと申しますと、現在郵政だけの方から考えてみても、二十万以上の従業員を持つておる一萬数千の郵便局がある。それからこの調書によりますと、約一億の保險の加入者を持つておる。それから一億数千の郵便貯金の加入者がある。こういうやうな仕事が一體それだけでも省としてやつて行けるかどうか。民間の者としては、とてもそんなものでは民間ではやつて行けない。郵政省だけでもむづかしい、半身不遂になるおそれがある。これははたでも事業を経営した者はそう思う。しかも頂戴いたしました通信復興五箇年計画といふものを拜見いたしますと、その二ページのところに郵便のことが書いてあるのですが、昭和九年度における状況を目標にして、昭和九年と昭和二十七年に大體二割増やつて行こう。その昭和九年に対する目標がでる上るのはこれから四年あとです。昭和九年といふ年はどういふ年であるかと申しますと、通信省としてはおそらく大正の第一次歐洲戰爭直後から十數年來一番悪い通信事業の状

態だつたのであります。ですから通信事業特別會計をこしらえて何とか打開しなければならぬ。昭和九年の通信事業の現状といふものは、おそらく大正の末期からかけて最も悪い時代であつたと思つた。その昭和九年の状況を目標にして、それがかりうじて昭和二十七年にしかできない。そういうやうなことで非常に困るのであります。先ほど有竹君が言いましたやうに、通信料金はだん／＼上るばかりで、サービスはだん／＼落ちる、とてもたまつたものではなないのであります。その意味から考えまして、せめて郵政だけでもわけて、昭和九年とは言いません。昭和十三年、四年程度まで持つて行くやうに努力してもらわなければ、わけてやつて行くより方法はなからう、こういう意味で賛成するわけでありました。それから大體今度の問題の要點が電気通信省といふところにあるのであります。もと／＼郵政と電気通信といふものは一緒にあるのがどうかと思われ。と申しますのは、古い沿革から言つてもそうですが、郵政といふのは郵便から來ておる。それから電信といふのは工部省のものです。それを一緒にして通信省をこしらへた。郵政の方は人間がやつて行く仕事です。そうして世界的に赤字が出る、これは國家が補償するものであります。人間を非常にたくさん使つて、赤字が出る。これは一般の最低の意思の疎通機関ですから、これに対して赤字が出て、國が補償する。これは世界中各國ほとんど同じです。ところが電気通信は郵便と違ひまして、郵便のように片一方だけに意思を傳達するのではなくして、同時にお互いの意思の交換をする。しかも

同時に交換するために、日本のやうな長いところでは、いろ／＼な機械なり局なり、そういうものが同時に完全に連絡しなければできない。言葉をかえて申しますと、非常に多くの設備がいふわけでありました。一度にたくさん設備資金を入れなければならぬ。その設備資金といふものは、これは民間でも同じですが、金を借りてやつて行けるものであります。そうしてその設備によつてあがつて來る料金その他によつて改良をして行くとか、借金を拂つて行く。非常にたくさん設備資金がある。しかしながらその設備資金に対する借金の支拂はちろん、従業員の給料のごときのも、これは赤字ではやれるものではない。當然自給自足でやるべきものであつて、平素一時にたくさんいらぬが、常にたくさん人間を使つて行つて赤字をやつて行かざるを得ない。本質の郵政と、同じものでやるのは間違ひであると思つた。けになるのがしかるべきであると思つた。ことに電気通信ですが、ここに私の昔の友達がいられてはなはだ恐縮ですが、とにかく困つたことなんです。拜見いたしますと、この三年の間に職災をこうむつたものは直つていない。私はけさ百五十人乗のトレイラー・バスに乗つて來たんですが、民間のトレイラー・バスは、戦前になかつた百五十人乗の堂々たるバスができておる。ところが電話の方はどうかといふと、まだ戦争中のものは直つていない。現在われ／＼のうちに電話をつけたいだいておられますが、こちらで電話で話すときは向うが通じない。向うが話をするときはこちらが通じない。銀かりに日本橋から銀座にかけると、銀

座の五十七番にかけるとお話中です。向うでは話をしていない、こつちも話をしていない。ただその間を結ぶ線が足りないためにお話中だ。三べんかけ

なことでは困るのですが、まあ組織からこしらえて行かなければならぬのですから、そういうふうに直していただくと思います。

あるでしようが、こういうものについて  
てはやはり次官がやるべきでありま  
て、また法案を見ますと次官は電波  
と航空保安廳を直接に監督して行くこ

す。ことに電氣通信關係が現在のよ  
な悪い状態から抜け出て、何とかも  
少しほんとうに國のためになるよう  
にやつてもらふためには、これくら

があり、その下に三部ある。しかも地方においても大休これと同じようにやつて行くような趣旨になつております。ところが電気通信省設置法案の古



に自働がややく／＼やる時に、はたしてそれだけの料金を拂わなければならぬのかどうか。私たちの友人で日本橋あたりに住んでおる者がしよつ中、通話よりたくさん料金がかることがあつたというやうなことを言つてゐるのではありませんが、そういう料金の点とか、また電話を新たに設備したり、それを移轉したり、修繕したりする場合、そういう場合におきましても、悲しいことですが、これは従業員ではな

部置き、地方にも登々たるものをお持ちになるのもいいでしょうが、それに比べて電政の方があまりに少な過ぎる。電政における監察というものを、あまりに軽く見過ぎてはいはしないかと私は思つておられます。その点につきましては、やはり利用者といつたしまして、公正な取扱ひを受けさしていただきたい。その意味におきまして、監察制度というものを電政におきまして、もう少し働かしてもらつて、官房の課なんかでやつていないで、少くとも一部が一局くらいおこしらえになつたらどうか、こう思つてゐるわけであ

もう一つ最後に申し上げておきたいのは、これに附随して出ているのかどうか、私参考人でありまして存じませんが、特別会計法を直さなければならぬのではないかと、思ひます。もし今国会に特別会計法が出て来ないといつたしますれば、これは法のほかにいろいろこまかな手続があるものでありまして、うから、できるだけ早い期間に国会におかけになつて、法規をおきめになりませんと、間に合ひかねると思ひます。今度出れば仕合せであります。が、出ていなければ、できるだけ早くお出しにならぬと思ひます。これは蛇足でありますけれどもつけ加えておきます。私の意見はこれだけであります。

五十余條のこの原案の最後の提案理由になつておるのであります。この点は委員各位も十分おわかりになつたと思ひますが、理由としてここに書いてあるように、「二十三年七月二十二日附内閣總理大臣宛連合國最高司令官書簡に基き、電氣通信省を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」こういう理由でこの法案が国会に上程されておりますが、その書簡の内容を見ますと、これは國家公務員の制度に關してこの書簡が發せられたのであります。そうするならば、この電氣通信業務を担当する通信従業員の能率をよくするといふやうな理由によつてこの法案を國會に上程しているかといふと、そうでない。この法案はもと根本的な理由をもつて國會に上程されたのであります。そこで政府はマツカーサー元帥書簡によつてこの法案を國會に上程しているといふやうなことを申し上げておきますが、本質は従業員の能率をよくする、業務の運営を適切にするといふやうな従業員側の立場においてこの法案が國會に上程されておるかといふと、そうでない。ここに本法案を提出しております政府の根本的な態度が第一点において誤つてゐるのであります。従つてこの法案はマツカーサー元帥が仰せになつてゐる内容を一つもおしやつていない。さらにまた、能率増進のために、通信省の完全な再編成が実施されることが望ましいといふ信ずる。これだけしか書いていない。ところが政府は二十三年の法律第二十号による行政組織法に基いて本法案を提出する、こゝういふことを言つておる。そうするならば、まず提案の理由が根

本的に政府は誤つておるといふ点が第一点であります。そういう誤つた理由によつてこの法案が提出されておるといふ点は、われ／＼一般市民といつたしましても、労働組合としても、政府の信念を疑わざるを得ないのであります。

第二点、この法案の關係するところは、従業員諸君の能率増進のために、この法案をつくつてあるといふならば、従業員の業務能率に關する問題を、通信省は別に法律をつくつてやるべきである。ところがこの法案によりまして、行政組織法に基いてと言つておられますので、繰返して申し上げますが、この点は根本的に誤つておるといふことを指摘したい。

第三点、この法案は關係するところ、多岐多様であります。われ／＼労働組合におきましては、電氣通信業務の運営に關しましては、これは廣く一般市民の諸君の公益のために、普遍妥當にこの公器を國民が利用して下さるやうにお願いしたいといふのがわれわれの態度であります。ところがこの法案の内容を見ますと、こゝろがこゝろとも十分考へてはおるでありません。やうが、單に業務の能率増進、従業員の業務に關する作業能率の運営といふやうな点をうたつておるのであります。そうしますと、この法案は第三の点において、結論的に電氣通信業務は、國家がこれを管掌して、國家が全市民に普遍妥當にこれを利用してもらう。しかもその内容は低廉でなければならぬといふ本質を忘れてしまつて、單に業務の運営がうまく行けばよろしい、従業員の能率が向上すればよろしい、業務の採算がとれて、黒字が出て、さ

料金の關係なり、電話の新たな架設とか、移轉とか、あるいは電信爲替の詐欺の問題とか、またこゝで買ひまする資材は莫大なもので、郵政におきましては紙と布があればいいと思つてゐるのです。が、こちらは行かない、いろいろな器具機械を、たとえば日本電機とか東芝あるいは住友、いろ／＼な会社からずいぶんものを買つてゐるのであります。そういう物資調達といふこともあるの、こゝういふ方面のことを考へまして、かりにこゝに書いてある料金、電話の架設、移轉、その他電信爲替の詐欺、詐欺といふことはいけな

それから民間のことばかり申し上げて恐縮ですが、民間の方から行きますと、人事行政、労務行政を扱うのは大概各社でも専門に近い専門と言ひませんでも、それに専心し得る業務地位を與へてゐる。その意味で人事局があつてもいいのではないかと。ことに労働組合の行き方がいろ／＼かわつて来て、政府の方で従業員の福祉のために大いにやらなければならぬことが多いかと思ひます。

まずその根本的な理由を申し上げますと、七月二十二日マツカーサー元帥が發せられた書簡に基いて政府が原案をつくつてゐるといふことは、

本的に政府は誤つておるといふ点が第一点であります。そういう誤つた理由によつてこの法案が提出されておるといふ点は、われ／＼一般市民といつたしましても、労働組合としても、政府の信念を疑わざるを得ないのであります。

本的に政府は誤つておるといふ点が第一点であります。そういう誤つた理由によつてこの法案が提出されておるといふ点は、われ／＼一般市民といつたしましても、労働組合としても、政府の信念を疑わざるを得ないのであります。

らに拡張すればいいというようなく、きわめて営利性を帯びてこの法案がつくられておりまして、公共企業性の電氣通信省と称しながら、きわめて私企業的な傾向をもつてつくられておるところに、われ／＼は小審を抱かざるを得ないのであります。

第四点は、御承知のように、この法案の第五條を見ましても、必要な設備なり、たとえば業務用資材、研究用資材、さらに事務用資材を調達することにについては、電氣通信省にその契約なり、運営については任せるというような條項を置いてあります。これは現在日本における重要企業形体の諸君が、この業務の運用のために資材なり、あるいは必要な貨物貨物を通信省に購入せしめておられるが、そういうことは關係方面の意向も十分聞かなければならぬという点も考えられるのであります。それよりも大切なことは、一般國民がこの電氣通信業務の利用についてはどういう考えを持つておるか、どういふような希望を持つておるか、いかに政府に対してこの運営方を要請しておるかという点を、この電氣通信省の設置にあつてはまず第一に聞く必要があると思つてあります。そういう点を何ら國民に知らすことなく、ほゞとんざらしむべし、知らしむべからずという態度でこの法案をつくつておるのであります。こういう態度は少くとも民主國家において、われわれの大切な公器が國民の利用の前に置かれなければならぬという態度から見れば、明らかに相背馳する。憲法にも書いてある。憲法の前文には、「專制と暴虐、壓迫と偏狹を地上から永遠に除去しよう」と努めている國際社会に

おいて、名譽ある地位を占めたいと思ふ。」というところをうたつておりますが、この法案は、まったく偏狹と壓迫と專制の立場からつくられておるのであります。従つて私はそういう憲法の基本的な態度をはずしてつくろうとしておるこの電氣通信省設置法案に対しては、まづこゝから反対します。でありますから、内閣委員の皆さんが御要望になつておるこの五十餘箇條の條文について、われ／＼がどういふふうな考へておるかというのをききよう御説明申し上げることができないのは、非常に私は遺憾であります。従つて本委員会におかれましては、速やかにこの問題に対する國民の意識を高め、國民各層から選ばれた、特に使用者側に立つておられますところの一般市民の代表を招き入れて、そうしてこの電氣通信業務に関する運営についてはいかにあるべきかということがまず討議せられべきである。同時にこれは一般勤勞階級にも、特に全通その他この業務に參画する機關産業の労働者諸君にも、また至大なる影響を持つておるのであります。従つてそういう諸君の十分なる意見を聞き、皆さんの御參考に供せられるような態度を、國會がとつてしかるべきではないか、かように存するものであります。でありますから私は本法案の内容の説明というようなことは本日はいたしませんので、委員長の御要望にも副われないと思つて、私は本質的に政府に一大覺醒を促しまして、かような法案の上程については、今申し上げましたような精神をくまれまして、十分事前に各界各層の意見を徴することによつて、眞に電氣通信業務が民主的に一元化せられ、運

用せられるような方式を御採用あらんことを切望するのであります。また話を元に返しますが、ややもすると政府はたゞいまのような不心得な態度で、しかもこの法案を速急に審議せよというような態度を持つておるやうであります。この問題は特に外國資本の導入にも關係いたしまして、わが國の基本的な産業が將來いかにあるべきかというやうな、重大なる問題に關係すると思つてあります。でありますから、金融關係方面におかれましては、また政府の財政方面におかれましては、また通信省の會計方面におかれましては、この問題を慎重に考慮せられたい、たとえばここに書いてありますやうに、所管事項の内容として電氣通信業務に関する一切の内容のほかに、電波の管理業務を担当しており、さらに航空保安に関する業務を担当しておるのであります。私は詳しいことは存じませんが、少くとも國家が電波統制を行つていふ場合には、將來つくられるであろうところの放送法案というものにもただちに關係して来る。放送法案に關係すれば、一般ラジオの聴取者というやうな問題にもすぐ問題は触れなければならぬ。同時にその業務に携わる一般の業者の諸君の意見も聞かなければならぬという点が完全に了解されて、初めて電波行政に関する管理業務の運営ができるということも考えなければならぬ。航空保安業務に關しても、常識から考えましても、將來わが國が平和條約を締結し、あるいは現在においても航空権の確保ということは少くともわが國將來の獨立を獲得する面においては、領海權と同様に航空権につい

ては、至大の影響をわれ／＼は考えなければならぬ。そういうやうな重大な問題を單にこの法案では簡単に片づけておりますが、そういうことではこの法案をつくる精神から申しまして、私は非常に遺憾であると思つて、また電氣通信業務の有線、無線の關係から見ましても、これは現在の電話局の關係もありましよう。また電信局の問題もありましよう。また通信省が全國に有してあります一万三千有余の局舎にも關係する。従つてそれはただちに大藏省の予算にも關係する。あるいはそれができない場合には地方公共團體のい／＼な關係にも影響する。特に特定局の問題についてはそういう点が至大なる影響を持つておるやうな従つて、こゝに單にただこの五人の公述人あるいは参考人の意見によつて、この法案がまづたゞ父なし子のようにやみからやみに通過せしめられるやうな態度については、私は全面的に反対意見を表明いたします。本日の参考人としての務めには副わなかつたと思つて、せびとも公聴會を開催せられて國民諸君が十分この法案の趣旨について納得できるようにしていただきたい。政府の考へておる考へ方が、この二十二日に出版されたマツカーサー書籍の内容の精神から見ても、根本的な間違つた考へでこの法案をつくつておられますので、かような点をこの法案の御審議の上に十分考へていただきたいというのを申し上げます。

○小川原委員長 それでは次は時事通信社社長長の長谷川君にお願いいたします。

○長谷川参考人 私、素人でありま

が、感じたことを二、三簡単に申し述べます。

第一に郵政省と電氣通信省とができますが、今度の法案では頭だけが二つになつておつて、末端の現業部門では一本になつておるやうであります。この監督と申しますか、連帶業務をどうするかという点、實際にはこれはなかなかやつかいではないかという氣がいたします。その点が一つと、それから電氣通信省に管理機構があります。これはどうもこれで見ますと四段になつておるやうであります。これはちよつと實際事務をおとりになる上をややこしくはないか。日本の官業の役所としては、最後の管理所はない方が實際の運営に都合がよくはないかというのを考えます。

それから次に人材の養成機關をもつと制度の上にはつきりされたらよろう。現在もあると思つて、通信官吏養成所というのがあります。私も通信社の仕事の同僚、先輩でつぱな人が、この養成所から出て、非常に助けになつておられます。それが今度の制度ではあまりはつきり出ておりませんので、この点もお考え願つた方がよくはないか。一般の學校で、實際は役に立つやうな教育をしないのが日本の教育の大きな欠陥であると思つて、それを補つておつた通信官吏養成所というやうなものがなくなるのですから、これはお考え直し願つた方がよくはないかと思つて。

それから、先ほどから、ちよつと急ぎ過ぎるという御意見がいろいろ出ておりますが、まことにごもつとも、これは非常に大事なことでありますから、もし關係方面でいろいろ言われ

一つは先ほどから参考人の皆様からお話になりました、省を二つに分離するという問題。これがいいか悪いかという問題であります。これはその結局役人の数をふやすということになると、非常にやつかいな問題ですが、事業の性質として郵政と電気通信は全差別個のものであるという問題からして二つにわけていい。むしろ分離

あるいは発達をして行く必要がある。従つてそこで創意もくふうも大いに發揮しなければならぬ。また資金も大に必要とする。こういうふうな事を、はたして従来の政府事業の形態を、ままでやつて行つていかどうかと云点については、大きな疑問を突はつておるのであります。電気通信省設置するといふこの中の案を見ま

いうものを通観してみますと、敏速な商行為がなかくできない、事業を進めて行く必要から見ますと、ある場合には半年、あるいは一年の原料資材を、いい時期に調達する必要が往々にして発生して参ります。そういう略に、はたして政府の予算というものに拘束せられた事業が、敏活にさうい

かなか政府がちよい／＼とかわつて行く。その間に財政方針が変更せられて、従来の継続費がちよん切られるという例が非常に多かつたように思うのであります。こういうような状況のもとに、はたして通信事業の発達というものゝ十分にできるかどうかということが、非常に疑問であらうと思います。

ろいろの制約は必要であらうと思ひます。従つてどういふふうな形式の民営事業がいいかということは問題でありましようが、いずれにしましても現在のような、この法案に入つてゐるような政府事業、従來の政府事業をそのまま継続して行くといふふうな形態では、非常に不都合ではなからうかと事

は想像するであります。

はなはだ大まかな話でございますが、これをもつて終ります。

○小川原委員長 ありがとうございます。参事の方の御意見に對しまして御質疑はございませうか。御質疑がなければ参事の方々の意見の聴取はこの程度にいたしまして、時間の関係もありますから、暫時休憩いたしたいと思います。参考人の方々どうもありがとうございます。ではこれにて暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後四時十一分開議

○小川原委員長 これより再開いたします。

午前中に引続きまして、郵政省設置法案、電氣通信省設置法案に対する質疑を続行いたします。

○田中(健)委員 ただいま上程されております郵政省設置法案並びに電氣通信省設置法案について、まず通信大臣にお尋ねしたいと思ひます。審議を非常に急いでもらいたいという御意向のようですが、その急がれる理由、これをまず詳細に承りたい。その急がれる理由は各般の事情からだとお思ひますが、その各般の事情についてお伺ひしたいと思ひます。

○降旗國務大臣 田中委員にお答えいたします。なぜこの二法案を今期國會において通過するようにしなければならぬか、このことにつきましては、実は御存じのように、國家行政組織法に基きまして、各省の設置法案を提出することになつておるのであります。そしてそれは來年の四月一日をもつて発足するということでありまして、他の

省と通信省との事情はさう異なるつておるのであります。いわば他の省は看板の塗りかえでよいのでありますけれども、通信省におきましては、郵政の事務と電氣通信の事務とを現実においていかなければならぬ。すなわち一つの世帯を二つに分けるといふことは、なか／＼なまやさしい仕事でないものであります。そこで御存じのように、今日國會の情勢もな／＼複雑をきわめておる状況から申しますと、來年四月一日に郵政省並びに電氣通信省をりつぱに発足せしむるためには、どうしても今期國會におきましてこの二省設置の根本方針を確立していただくなければ、私どもは省内におきまして、非常に不便を感じるものであります。もとより通信事業は、國民幸福に影響するところが非常に大きいのでありますから、このことを一たび誤りまして國民に迷惑をかけるようなことが起るならば、私どもはまことに申訳ない。従つてそういう通信省獨特の立場を御察くださいまして、こいねがわくば今期國會において御承認を願つて、そしてその根本方針に基いて、來年の四月一日にはりつぱに発足したい。こいねがわくば特にお願ひしておる次第であります。

○田中(健)委員 お急ぎになる理由として、ただいまのお話は、あまり簡単過ぎて私はどうも納得できないのです。もつと重大な理由があるのじやないですか。たとえば解散問題とか、あるいは政府内部の官僚と官僚の折合いがつかないとか、あるいは関係方面とか、話合ひがつかないでいるとか、何とかいうような／＼な点があるのじやないですか。話を逆に聞くような形ですが、その点はどのようなのですか。

○降旗國務大臣 この法案の末尾に理由が書いてあります。この理由にありますが、通信省を設ける必要を十分に認めまして、その立場から今申し上げたような必要に迫られてゐるわけでありまして、従つて今御質問になりますように、省内において／＼のトラブルがあるのではないかと、いろいろなことは決してないのではありません。むしろ今日通信省内におきましては、明春四月、さくらの開くころに堂々としてこの二省を発足せしむるために、万遺憾なからしむるように行きたくて、そのためには今日この根本方針を國會において御承認あつていただくことが最も必要だと感じておるわけでありまして、通信省内におきましても内閣におきましても、その意味だけでもぜひ今期國會に御承認願ひたいと考えるものであります。

○田中(健)委員 お急ぎになるとすれば、もつと早く出せばよいのであつて、遅く出して來て、日にちもないのに急がれるということはたいへんむりである。それからもう一つの問題は、四月一日といふと非常に日にちがあまりからぬから、私どもは通信省を預め、通常國會でも開いたときで十分間に合はずのものです。四月一日といふのはどういふ根據で四月一日になるのか。この行政組織法が四月一日に発足するのはおかしいと思ふ。國家行政組織法は一月一日です。それをあな

たは四月一日としまつていふと、きまつてゐるといふことは、これは法律を無視してかかつてゐる。もつとも改正法律案は出ておりますが、これは

まだどうなるかわからぬ。あなたがおつしやる通り、まことに複雑ですから、その複雑な事情もくまないで四月一日に発足する、発足すると言つても、國家行政組織法がもし改正にならなかつたら一月一日でしよう。そういう観点に立つて急ぐというなら議論になりませんが、その点を別にして、どういふわけで急ぐのかからぬのです。

○降旗國務大臣 一月一日から発足するといふことになりまして、私どもの方も二省分離のために非常に困難を來すわけでありまして、そこでたま／＼各省が足並をそろえて一月一日に発足すべきものを四月一日にしよう、こいねがわくば政府の立場でありますから、通信省においてもそれと同じに四月一日から発足する。御承知の通り會計年度の初めでありまして、そういう意味から申しますと、私どもの方もその点にきまつて、かえつて仕事がスムーズに行くのではないかと思つております。ただ別に何か重大なる原因があつてというところは、なるほど今日の國會の情勢からみますと、私どもは通信省を預めてゐる立場からいつて、気が気でないものがあります。しかし四月一日から発足するといふためには、どうしても今の國會において通していただくことが、手順万端ぬかりなくやることのできるものでありまして、これが今期國會で通過しないといふことになりますと、非常に困難を感じるわけですから、その点について、おそらく田中委員は解散問題その他のことについて、私にそれとなく御質問なさつてゐるこ

とと思ひますが、しかしながらこれは私ども通信大臣がどうすることもできない問題でありまして、その辺はしかるべくお含みの上、御批判願ひしたいと思います。

○田中(健)委員 どうもしかるべく、しかるべくと言われても、なか／＼しかるべくならないので、まことにわれわれも困つておるのであります。まず第一に四月一日からやるといふことになれば、最初に國家行政組織法の成行を見なくてはならない。それは四月一日まで施行期日が延期されるかどうかという点を見きわめた上に、本法が提案されなければならぬのが順序だと私は思ふ。他の法令がどうなるかわからぬものを、何もかも一緒にもつて來られて、それやれ／＼と言われてみても、われ／＼としてはいさ／＼いさ／＼は／＼なことはやれませうので、皆さんのように、とにかく早く出すものを出して、強引に通すものを通させて、そして解散なり何なりやつてしまおう、そういう簡単なことであらばいいけれども、われ／＼はそう／＼國會といふものを簡単に考へておらないのです。その点委員とは大分意見が違ふのではな

ないかと考へますが、それはそれとして、お急ぎになる理由をあなたと何遍ここで質疑應答してみても、私はまだお急ぎになる明確な理由というものは、ここに発見できないのです。われわれの方としては、これを急いで通してくれと言われても急がれない、ゆつくり慎重に審議して、もしこの法案が重大な法案であつて、慎重審議してな

お時日がないとするならば、これは第四國會にあつたため持ち出して、そして残つてゐる部分を討論するとか何とか

残つてゐる部分を討論するとか何とか

残つてゐる部分を討論するとか何とか

残つてゐる部分を討論するとか何とか

残つてゐる部分を討論するとか何とか



いうことをしなければならぬ。それでもなおかつ時間がかかるとすれば、その場合初めて国家行政組織法の施行期日を延期しなければならぬ、これが順序だと思ひます。ところが皆さんの方はそうじゃない、最初から四月一日に国家行政組織法の施行期日を延ばすというふうに、前国会においてきめたことを、ただ政府の一方的な理由によつて、自分たちの方でやるだけのこととをやらぬで、これを国会に押しつけようとしても、それは通らないことである。それは民自党が絶対多数をもっているから通るでしようけれども、少数の現在においては通ることはないと思ひますが、そういう点もお考えになつて、信念に基いてやつたことと思ひますが、その信念のほどをこの際ひとつ承りたいと思ひます。

○降旗國務大臣 田中委員の御質問は、内閣が一月一日に発足すべき国家行政組織法を、今期国会に四月一日に改めたということと関連して、この二省設置法案の時期の問題について御質問であります。しかしこれは先般私が冒頭において述べましたごとくに、前内閣の閣議において、すでに四月一日に発足するということに確定しております。ですから政府が国家行政組織法の施行を、一月一日であつたものを四月一日にしたから、私どもの方がその四月一日にことさらに馬を合せたといふことではないのであります。前内閣の決定に基いて、私どもは四月一日に発足するようにした事情であることとを御了承願つておきたいと思ひます。

さらにこの二省設置の問題につきましては、申し上げるまでもなく、私が

冒頭において申しましたようにこれはきのう、きよう思ひついて出したものでないのではありません、長い間の研究調査に基いて、わが國の通信事業はかくのごとき姿でなければならぬと考へて出したのです。前国会に提案された通信省設置法案につきましても、この二省設置の根本理念が流れておるのであります。これはきのう、きよう考へてやつたことではないのでありますから、どうかその辺御了承願ひたいと思ひます。

○田中(健)委員 長い間かつたと言つけれども、それは関係方面と政府との間で長い間かつたので、われ／＼は長い間かつたのではない、この間わかつた話であります。しかし通信省設置法案はわれ／＼も長くかつた、だからよく知つてゐる、この中に二省設置の根本理念が流れてゐる、と言つけれども、それはそう流れておる、議論になるからやめますが、われ／＼は長い間かつたやつたのです。しかし二省設置の問題は、おれたちは長い間研究してやつたのだ、こゝろ言われてみても、この委員会ではこの間出た問題であつて、自分の方で長い間かつたからというやうなことで押し切られても、われ／＼の方の審議というものはこの間から始まつたことである。

皆さんの方ではまだ時間がかつて非常に御苦心になつたこれは苦心の作だろと思ひます。提案されたわれわれの側からみると、これはこの間出た問題であつて、皆さんが三箇月も四箇月もかかつてやつたものを、国会だけが一週間にやれというやうなことは、これはどだい無理じゃないです

か。それならばもつとゆとりのある通常国会に出すべきはすものだと私は思ひます。私は元來これについては専門家にやない。ところが専門家の皆さんが数箇月かかつてやつたことを、いわばわれ／＼しろやとのところにもつて來て一週間でやれと言つても、これはどうも困難なことでありまして、こゝろいう点から考へてみて、政府の言ふ急げ／＼ということは相當むづかしいことではないかと私は思ひます。政府並びに關係方面において長い間かつたものを、国会においてはどういう根拠に基いて短期間にやらなければならぬか、その点お伺ひしたい。あなた方さえその位長い期間相當御勉強なさつてやつたことを、頭よくない私がそう短期間にやれるわけがない。

○降旗國務大臣 田中委員の御意見に對しては別に反對するものではない、せん。私どもは國會の意思を尊重しなければならぬ、國會の御審議は十分していただくということについては、私はこれを否定する理由を持ちません。従つて私どもはできるだけ努力して御趣旨に副うために質を續けた、こゝろ思つておりますから、先ほど申しましたやうに相なるべくならば今期國會において無事通過できますやうに御協力願ひたい。これを特別にお願いするよりほかないわけでありまして。

○田中(健)委員 どう考へてみてもこれはむづかしい話で、これは降旗さんから押しつけられてゐるやうな感じがいたしますが、何か政府の方には御名案がないですか。三十日までが今期國會で、先の方をびたつと止められてゐる、十二月からは第四回になつておつて間がない。もし十日ぐらい間があれば、ちよつと延期してやるという方法もあるのですが、何しろみな出口を塞がれてしまつたやうな形になつておるから……。しかしこれはわれ／＼がやつたことじゃない、皆さんの方でやつたのだから、これは自願自縛で、これだけは何かしようがなくなつております。もし通常國會が十二月十一日から召集されておるとすれば、その間十日会期を延長して、そしてこの法案は非常にむづかしい法案となつて通過しておつたのではないかと。それなら私も勉強しながら、慎重に審議することができたのである。そうすれば四月一日などと言わなくても、二月末ぐらひには十分間に合つたかもしれな。もしわれ／＼の審議に時間がかかるとすれば、これはわれ／＼の責任じゃない、政府のやり方がまずかつたのではないかと思ふのですが、その点はどうか。まずかつたらまずかつたと率直に認めてくださらないのですか。それともどこまでも短期間にやれということなんですか。どう考へてみてもわれ／＼にはわからない。

○降旗國務大臣 どうもそう田中委員から御質問を受けると、私もはつきり答弁するのにはどうしたらいいかと惑わざるを得ないのであります。もとより私どもも田中委員のおつしやるやうに、委員会の審議を徹底的にやるということについては、先ほど申しましたやうに何ら反對を表するものではない、間を延ばすことも私は何も不賛成を表するものではないのでありますけれども、しかしながら今日國會の情勢はどうなるかということにつきましては、これは私も田中委員も必ずしもはつき

り見通しがつくところではない。そこで私どもこの國家の通信事業をあずかつてゐる立場から申しますと、万が一この法案が通過せざるに國會が解散になつたやうなことがあつたならば、これは私どもが兩省を分離せしめて発足することに非常な障害が起ることと目に見えてゐるのです。これは省内の人々と相談した結果、この法案が今期國會で通らなかつたならば、二省分離の問題に非常な難関を生ずるというこゝろを私はつく／＼聞いておりますから、そこで私はこの解散問題ということとは、これは私の今の頭では、ひとつ頭の中から除外して、できるだけ迅速に御審議願つて、相なるべくならば、今期國會のうちに皆さんの御協力と御支援によつて無事通過をはかりたい。こゝろ思ふのでありますから、どうぞ御了承願ひたい。

○田中(健)委員 たいへん重大なお話を承りましたが、万が一通過しなかつたら困ると言われるが、私の方はちつとも困らない。困るのは政府です。吉田内閣はやめなければならぬかもしれな。何となれば行政組織法も一月一日からやらなければならぬ。おそろくこれと相關連する問題ですから、そうするとこれをこのまま通過ならぬといふことになれば、どうしても一月一日までに仕上げなければならぬことになつてゐる。それをやらぬといふれば、一月一日からは政務次官もいなくなつて、法律によらない各省におるやうなかつたやうになるから、そんなことはできない話で、困るのは政府の方が困るのであつて、私の方はちつとも困らない。ですから、あなたの方ではいろ／＼な思惑をやめて、通常國會に

出してくださるならば、われ／＼の方  
で一月一日から施行できるようにちや  
んと仕上げてやるわけです。われ／＼  
の方で上げないということになれば、  
その場合にはそれを四月一日なり三月  
なり二月なりに行政組織法を延ばせば  
よい。これが成立しないとすれば、結  
局一月一日から通信省あるいはこの省  
が発足できないことになるでしょう。  
そうすると法律によらない國家の行政  
機構というものがそこに存在するとい  
うことになつて、これは重大な問題  
で、困るのは吉田内閣が困るのであつ  
て、われ／＼野党はちつとも困らない  
のです。その点はいかがですか。私は  
困ると言われたからお伺いするのだ  
が、われ／＼はちつとも困らない。

○降旗國務大臣 法案が通らなければ  
困るのは吉田内閣だ、――まさに吉田

内閣も困ると思ひます。しかし私の通  
信大臣としてさらに考えなければなら  
ぬことは、今申しましたように、通信  
事業というものは國民の生活安寧に非  
常な關係をもつたものでありますから、  
そういう意味において所管の大臣  
としてぜひこれを一日も早く根本方針  
を確定していただいて、そうして前内  
閣以來マツカーサー元帥の書簡に基  
いて進んで来た道を、來年四月一日予定  
通りにりつぱに発足して行きたい。こ  
ういう氣持でございます。ですからお  
つしやる通りに吉田内閣も困るかもしれ  
ませんが、私はそれだからと  
言つて今のことを申し上げたわけでは  
なくて、天下の通信事業のために、ぜ  
ひお願いしたいわけなのですから、ど  
うぞ御了承願ひます。

○田中(健)委員 マツカーサー元帥の  
書簡の話が出ましたが、マツカーサー

元帥はいついつかまでによれと言つて  
來ているのですか。何か書簡の中に十  
一月三十一日までこれを上げなければ  
ならぬというふう書いてあるもので  
すか。もしマツカーサー元帥の書簡に  
書いてあるとすれば、その点をお伺い  
したいと思ふ。それからまた吉田さん  
がマツカーサー元帥のところに始終お  
いでになるようですが、何かマツカー  
サー元帥からこの問題について必ず十  
一月三十日まで上げるようにという  
話があつたのですか。

○降旗國務大臣 私は政府としては、  
やはり最善の道を取る必要があると思  
ひます。そのためには本法案を成立  
せしむる上から申しまして、この理  
由書にありますが、マツカーサー元  
帥の書簡に基いて発足しておるのであ  
りますから、これは政府がこの両省を

設置する上において、各方面のいろ  
ろの情勢、いろ／＼の知識、いろ／＼の  
指導というものを受ける必要があると  
いうことは当然だと思ひます。そこで  
このことにつきましては、政府におき  
ましてあらゆる方面の事情を了承いた  
しまして、四月一日に始めることが最  
もよいことである。こういうことによ  
つてやつておるわけでありまして、從つ  
て今おつしやつたようなことについ  
て、通信大臣からはつきり答弁せよと  
おつしやるかもしれないけれども、  
私の今申し上げたことによつて大体御  
了承願ひたいと思ひます。

○田中(健)委員 マツカーサー元帥の  
ことは私はここに出席すると思ひなかつ  
たのです。ただあなたの方で言われた  
ことがマツカーサー元帥から書簡が來  
たから今月中にやらなければならぬと  
いうふうに入取れるのですが、これは

私の取り方が悪かつたのでしよう。そ  
うすると、何も元帥から十一月三十日  
までに上げなければならぬというよう  
なことを、あなたにも吉田さんにも言  
われているわけではないでしょう。そ  
の点はどうなんですか。非常に重大だ  
と思ふ。

○小川原委員長 ちよつと速記をとめ  
て……

〔速記中止〕  
○小川原委員長 速記を始めてくださ  
い。  
○唐木田委員 本日はこれにて散会  
し、明日午後一時から委員会を開催さ  
れんことを希望いたします。  
〔賛成「賛成」と呼ぶ者あり〕  
○小川原委員長 それではこの程度で  
散会いたします。  
午後四時五十分散会